

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

社会福祉課 ☎552-7101

物価高騰により特に家計への影響が大きい低所得の子育て世帯へ給付金を支給します。

**支給額** 児童1人あたり **5万円**

### 【支給対象者 早見表】

区分	給付金支給対象者	申請	支給日	備考
ひとり親世帯	令和5年3月分の児童扶養手当受給者(4月分新規受給者を含む)	不要	6月末頃 (対象者に案内送付)	児童扶養手当の全部支給停止、支給保留などで令和5年3月分の支給を受けていない方は対象外
	公的年金等受給により、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方	要	7月申請受け付け開始予定、審査後随時支給	手当支給制限限度額を下回る方に限る
	令和5年3月31日時点で18歳未満(障害児は20歳未満)の児童の養育者で、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方	要	7月申請受け付け開始予定、審査後随時支給	児童扶養手当を受給していないひとり親、5月分以降の手当新規受給者など
ひとり親以外(その他)世帯	令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けた方	不要	6月末頃 (対象者に案内送付)	
	令和5年3月31日時点で18歳未満(障害児は20歳未満)の児童(※)の養育者で、収入が住民税均等割非課税者と同様の事情にあると認められる方	要	7月申請受け付け開始予定、審査後随時支給	(※)令和6年2月末までに生まれる新生児を含む

### 申請が必要な方について

申請は7月受付開始予定です。準備が整い次第ホームページでお知らせします。



ひとり親世帯



ひとり親以外の世帯

## 令和5年度 低所得世帯支援金

住民税非課税世帯等臨時特別給付金室 ☎552-3030

物価高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯へ給付金を支給します。

**支給額** 1世帯あたり **3万円**

### 対象世帯

- ①基準日(令和5年6月1日)時点において、市に住民票がある世帯
- ②世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

### 支給時期

確認書の内容を確認後、1カ月程度で指定口座に振り込みます

### 支給手続き

支給対象世帯には、6月下旬から7月までにかけて確認書を郵送する予定です。記載内容を確認の上、必要事項を記入し、期限までに返送してください。  
※市に令和5年1月2日以降に転入された世帯については、1月1日現在にお住まいであった市町村に対し課税の状況を確認します。調査後、該当世帯へは随時確認書を発送しますので、しばらくお待ちください。

### 提出期限

10月31日(火) ※郵送必着。

## ふるさと一番会議

秘書広報課 ☎552-6160

### ふるさと一番会議開催日程

時間 19時30分～21時

対象 対象地区の市民の皆さん

とき	対象地区	ところ
10日(月)	日置、後川、雲部	城東公民館
11日(火)	篠山、八上、畑、城北、岡野	丹波篠山市民センター
14日(金)	福住、村雲、大芋	ハートピアセンター
19日(水)	西紀南、西紀中、西紀北	西紀老人福祉センター
20日(木)	大山、味間、城南、古市	丹南健康福祉センター
21日(金)	今田	今田まちづくりセンター

「ふるさと一番会議」は、市長、教育長が出席して、丹波篠山市の取り組みや丹波篠山の教育について、市民の皆さんに説明し、ご意見を伺う機会です。

これまでは、市内20会場において開催していましたが、今年度は市内6会場において行います。どうぞ、気軽にお越しください。

- ①令和5年度の市政や教育行政について(30分程度)  
②質疑応答・提言(1時間程度)

### 市内各地区でも「ふるさと一番会議」を開催します

市内の各地区において、ふるさと一番会議の開催を希望される場合は、開催希望の1カ月前までに秘書広報課まで、電話でお申し込みください。

ご希望があれば

## 令和5年度丹波篠山市善行者表彰式

長寿福祉課 ☎552-5346

6月1日、日ごろからの地域づくりや社会福祉の向上など、各分野で善行のあった個人・団体を表彰する令和5年度「丹波篠山市善行者表彰式」を、丹波篠山市民センターで行いました。受賞された方々は次のとおりです(敬称略)。



- |    |  |
|----|--|
| 個人 | <p><b>細見重雄</b><br/>(本郷) しゃくなげ会館や西紀北小学校などの公共施設へ20年以上にわたり正月飾りを寄付</p> <p><b>二階堂重昭</b><br/>(杉) 長年にわたる網掛交差点での児童の通学時における交通指導および声掛け活動</p> <p><b>森正明</b><br/>(宮田) 長年にわたる西紀体育館などの公共施設周囲の草刈りや樹木剪定など環境美化活動</p> <p><b>山本歩美</b><br/>(東岡屋) 長年にわたる児童に付き添っての交通指導および子ども教室ボランティア活動</p> <p><b>(故)大路靖</b><br/>(今福) 長年にわたる歩兵第70連隊正門跡公共用地の清掃活動</p> |
|----|--|

**団体** **古市ふれあいカフェ**  
平成22年7月から、高齢化が進んでいる地域内において、引きこもりがちの高齢者が地域と関わりをもって集える交流の場を開催。

後期高齢者医療保険料

## 後期高齢者医療被保険者証と保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

医療保険課 ☎552-7103

8月1日から新しい被保険者証を使用してください

減額認定証と限度額認定証が更新されます

後期高齢者医療被保険者証

更新時期 毎年 **8月1日**

各認定証を医療機関などの窓口で提示、またはオンライン資格確認を導入している医療機関の窓口で限度額適用区分の確認に同意することで、医療機関ごとに1カ月の自己負担額が限度額までとなります(減額認定証に該当している方は入院時の食事代も減額)。



各認定証をお持ちで、8月以降も引き続き対象となる方には、被保険者証と一緒に送付します。交付を希望される方は申請してください。

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。窓口での一部負担金の割合は、令和5年度の住民税課税所得額と令和4年中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

### 〈後期高齢者医療制度の保険料〉

後期高齢者医療保険料は、被保険者一人ひとりに保険料をお支払いいただきます。令和5年度の保険料額の計算方法は、令和4年度と変更ありません。

また、令和4年中の所得に応じて令和5年度の保険料の均等割額が軽減されます。後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は所得割額がかからず、被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減されます。

#### ■保険料の納め方

- ①特別徴収 年金から天引きされる納付方法  
口座振替によるお支払いに変更することができます(申請が必要)。
- ②普通徴収 口座振替や納付書での納付方法。7月から翌年3月まで毎月納付いただきます  
※対象者＝年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が対象の年金受給額の1/2を超える方。

※令和5年度の保険料額および軽減の計算方法や納付方法、一部負担金の割合や各認定証の所得基準などの詳しい内容は、7月中旬に送付する「後期高齢者医療保険料額決定通知書」「後期高齢者医療制度の概要」をご覧ください。



### ふるさとの貴重な動植物 ダイミョウセセリ(セセリチョウ科)

黒地に白帯のあるセセリチョウ。ほかのセセリチョウは半開きで止まることが多いですが羽を完全に開いて止まるので区別しやすいです。県では要注意種になっていますが、市ではまだまだ健在で、5月になればひらひらと飛んできて止まり静止していることが多いです。幼虫はヤマイモ、オニドコロなどヤマイモ科の植物を食べ、老熟幼虫で越冬します。

丹波篠山自然塾・むしクラブ代表 大塚剛二さんの協力

兵庫県レッドデータ 要注意種  
開翅長：32～36mm  
前翅長：15～20mm

国民年金保険料

## 国民年金保険料の納付免除・納付猶予の申請を受け付けます

医療保険課 ☎552-7103

令和5年度の国民年金保険料の「納付免除」「納付猶予」申請を7月3日(月)から受け付けます。希望される方は、上記または各支所で申請手続きをしてください。

免除の区分	対象者
全額・一部免除	国民年金1号加入者
納付猶予	50歳未満の方

※学生は在学期間中の保険料納付が後払いできる学生納付特例制度が利用できます。

### 審査の対象となる所得基準

被保険者本人のほか、配偶者や世帯主の所得が所得基準の範囲内であること(納付猶予は本人および配偶者の所得)

※基準となる所得については、免除の区分により異なります。また、所得基準を超えていても、災害・失業等の理由によって免除される場合があります。詳しくは、上記にお問い合わせください。

### 申請に必要なもの

基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書や納付書など)  
※退職された方は、雇用保険受給資格者証または離職票など。

### 申請ができる対象期間

免除などの承認期間は、7月分から翌年6月分までです。前年度に引き続き希望される方は毎年申請が必要です。

また、過去分についても、申請時点の2年1カ月前の月分まで免除を申請することができます。免除を受けずに保険料が未納のままだと、障害年金を受け取れない場合もありますのでお早めにご相談ください。

### 追納制度

免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、将来の年金額を増やすことができます。

追納できる期間 追納を承認された月から10年以内

### Q.どんな時に免除申請をするの?

A.前年の所得(収入)が少なかったり、失業したことなどで年金保険料を納めるのが困難なとき

### Q.免除された期間の年金額はどのようになるの?

A.【全額・一部免除】＝全額納付した場合より将来受け取る年金額が少なくなります  
【納付猶予】＝将来受け取る年金額には反映されません

介護保険料

## 介護保険係からのお知らせ

長寿福祉課 ☎552-6928

### 〈介護保険料額決定通知書を送付します〉

#### 介護保険料額決定通知書

7月中旬 発送  
「令和5年度の年間保険料額」  
「これからの納付方法」  
をお知らせします

令和5年度の保険料額のお知らせを7月中旬に送付します。

保険料は、基本は年金からの天引き(特別徴収)を行います。65歳になられた年度や、特別徴収ができない場合は、納付書や口座振替による納付(普通徴収)となります。それぞれ月末が納期ですので、期日内納付にご協力をお願いします。

### 〈介護保険施設を利用されている皆さまへ〉

介護保険施設入所や短期入所を利用するときの食費・部屋代については、原則本人負担ですが、一定要件を満たす低所得者の方に対して負担軽減を行っています。この制度の利用には申請が必要です。

#### ●更新の方

現在交付している「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月末日です。6月中旬に更新の案内を送付しています。8月以降も引き続き必要な方は、内容をご確認のうえ、申請してください。

#### ●新たに申請される方

要件の判定のために必要書類などがありますので事前にお問い合わせください。

日=とき、場=ところ、内=内容、講=講師、対=対象、定=定員、¥=参加費、期=申込期限・期間、申=申し込み方法、問=問い合わせ、HP=ホームページ